

GPS/JIPS 安全性要約書

1. 製品名 (PRODUCT NAME)

ポリゾール® TE-60AG-1 (エチレン-酢酸ビニル樹脂エマルジョンの混合物)

2. 物質の概要 (GENERAL STATEMENT)

ポリゾール®は、水を媒体とする合成樹脂エマルジョン(水の中に樹脂を微粒子にして、重合したものです)。本製品の応用範囲は、接着剤、塗料、繊維加工、紙加工、土木等と多岐にわたって使用されています。本製品は眼刺激性があるため、取扱い後は手、前腕部、顔をよく洗って下さい。また、生殖能又は胎児への悪影響および発がんのおそれの疑いがあります。使用の際は、換気の良い場所で、適切な保護衣、手袋、眼および顔面用保護具を着用することが必要です。

3. 化学的特性 (CHEMICAL IDENTITY)

項目	内容
化学名又は一般名	エチレン-酢酸ビニル樹脂エマルジョン
製品名	ポリゾール® TE-60AG-1
出典・備考	昭和電工株式会社発行の SDS 第3項

組成

化学名	濃度(%)	化学式等	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
エチレン-酢酸ビニル樹脂	33-37	(C ₄ H ₆ O ₂ ·C ₂ H ₄) _x	(6)-6	既存化学物質	24937-78-8
可塑剤	1-3	非公開	非公開 (既存化学物質)	非公開 (既存化学物質)	非公開
エチルベンゼン	1-3	C ₈ H ₁₀	(3)-28	既存化学物質	100-41-4
キシレン	1-3	C ₈ H ₁₀	(3)-3	既存化学物質	1330-20-7
酢酸ビニル	<0.3	C ₄ H ₆ O ₂	(2)-728	既存化学物質	108-05-4
水	57-61	H ₂ O	-	-	7732-18-5

4. 使用・用途と適用 (USES AND APPLICATIONS)

主な用途 本製品は、紙・木材用の接着剤などに利用されます。

5. 物理化学的特性 (PHYSICAL/CHEMICAL PROPERTIES)

本製品は芳香族炭化水素臭(薬品臭)のある乳白色の液体です。密閉状態で、冷暗所では安定な製品ですが、凍結、直射日光を避け、換気の良い屋内に保管し、保管時の温度が5℃以下及び40℃以上にならないようにして下さい。

外観	合成樹脂エマルジョン
色	乳白色
臭い	芳香族炭化水素臭
融点/沸点	0℃(水) / 100℃(水)
引火点	74.5℃(セタ密閉式)(水の沸点以下で燃焼持続性がない。)
爆発範囲(上限、下限)(g/m ³)	0.9 - 7 vol%(キシレン)、1.0 - 6.7 vol%(エチルベンゼン)
自然発火点	463 - 528℃(キシレン)、432℃(エチルベンゼン)
蒸気圧	0.7 - 0.9 kPa(20℃)(キシレン)、0.9 kPa(20℃)(エチルベンゼン)

相対蒸気密度 (20 °C)	3.7 (計算値) (キシレン)、3.7 (計算値) (エチルベンゼン)
相対密度	1.0-1.1 (23°C)
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	3.12 - 3.20 (キシレン)、3.1 (エチルベンゼン)
出典・備考	昭和電工株式会社発行のSDS第9,10項

6. ヒト健康影響 (HEALTH EFFECTS)

危険有害性項目	GHSによる分類結果および評価コメント
急性毒性(経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入: 気体)	区分に該当しない(非該当)
急性毒性(吸入: 蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2 強い眼刺激
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分 2 発がんのおそれの疑い
生殖毒性	区分 1B 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2 臓器の障害のおそれ (呼吸器系、中枢神経系、肝臓、腎臓)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系、神経系)
誤えん有害性	分類できない
出典・備考	昭和電工株式会社発行のSDS第2,11項
<ul style="list-style-type: none"> ・GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals): 世界的に統一されたルールに従い、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報をラベルで表示し、安全データシートを提供したりするシステムです。 ・区分に該当しない(非該当): GHSで定義される物理的性質に該当しないため、当該区分での分類の対象となっていません。 ・区分に該当しない: GHS分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、GHSで規定するいずれの区分にも該当しないと考えられます。 ・分類できない: 分類を確定するための十分に信頼性のあるデータがなく、分類できません。 	

7. 環境影響 (ENVIRONMENTAL EFFECTS)

危険有害性項目	GHSによる分類結果および評価コメント
水生環境有害性 短期(急性)	区分3 水生生物に有害
水生環境有害性 長期(慢性)	区分3 長期継続的影響によって水生生物に有害
オゾン層への有害性	分類できない
出典・備考	昭和電工株式会社発行のSDS第2,12項

環境中の運命・動態	
土壌中の移動性	Koc = 164 (エチルベンゼン) Koc = 39-2600 (キシレン) Koc = 6 (酢酸ビニル)
残留性・分解性	生分解性試験 易分解性ではない(可塑剤) 生分解性試験(4週間) 良分解性 (エチルベンゼン) 生分解性試験(2週間) 分解率39% (キシレン; 3種の異性体等量混合)

	物) 生分解性試験(2週間) 良分解性 (酢酸ビニル)
生体蓄積性	Log Pow = 3.47(25°C) (可塑剤) Log Pow = 3.15 (エチルベンゼン) BCF = 6.2~21 (キシレン)、Log Pow = 3.12~3.20(キシレン各異性体) BCF = 3.16 生体蓄積性は低いと推定(酢酸ビニル)
PBT/vPvBの結論	PBT(環境中に残留し、高い生物蓄積性と強い毒性を有する)、vPvB(環境中に非常に残留し、非常に高い生物蓄積性を有する)には該当しないと考えられます。(エチルベンゼン、キシレン、酢酸ビニル)
出典・備考	昭和電工株式会社発行のSDS第2, 12項

8. ばく露 (EXPOSURE)

詳細	ばく露の可能性
作業者ばく露	本製品は、十分に管理された閉鎖系・連続プロセスもしくはバッチプロセスで使用されますが、作業において、メンテナンス、サンプリングおよび装置故障の際等に、作業者への経皮・吸入ばく露の可能性ががあります(PROC2、PROC3)。 バッチおよびその他のプロセスでの作業において、メンテナンス、サンプリング、充填、排出および装置故障の際等に、作業者への経皮・吸入ばく露の可能性ががあります(PROC4)。 専用設備での船舶または大容量コンテナからの物質や調剤の移し替え作業において、塵/蒸気/エアロゾルの発生、流出、装置の清掃等に伴い、作業者への経皮・吸入ばく露の可能性ががあります(PROC 8b)。
消費者ばく露	本製品は、一般消費者にて直接使用されることはほぼありませんが、塗装剤等の製品として使用される可能性があり、経皮・経口ばく露する可能性ががあります(PC9a)。
環境ばく露	本製品は調合工程から、主に大気及び水環境へ放出される可能性ががあります(ERC2)。環境へ放出された場合は、大気中もしくは土壤中に分配されると考えられ、環境中で分解することが予想されます。
注意事項	他の用途におけるばく露の可能性がある場合、推奨するリスク管理措置を参考に適切な措置を実施して下さい。

9. 推奨するリスク管理措置 (RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS)

推奨するリスク管理措置により、8項のばく露シナリオによる作業者、消費者及び環境に対するリスクは、最小化可能と考えられます。

詳細	推奨するリスク管理措置
作業者	技術的対策: 本製品は混合物で、蒸気圧の高い物質や眼刺激性を持つ物質が存在するため、取扱い時には蒸気やミスト、飛沫から防護するため、保護具、局所排気装置を使用して取扱って下さい。取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置して下さい。取扱い後は手、顔等を良く洗い、うがいをしてください。
	局所排気・全体換気: 本製品は消防法の可燃性液体に指定されているため、火気、火花等の着火源を避け、全体換気が良好な場所で取扱う必要があります。また、サンプリング、洗浄の際には、ばく露の可能性が有るため、良好な全体換気の室内で実施して下さい。本製品の混合、混和移し替えの際には局所排気装置を使用して下さい。
	許容濃度 ・エチルベンゼン: 管理濃度 20ppm、日本産業衛生学会における許容濃

	<p>度 50ppm (217mg/m³)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議) TLV-TWA(時間加重平均値)20ppm</p> <p>・キシレン:管理濃度 50ppm、日本産業衛生学会における許容濃度 50ppm (217mg/m³)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議) TLV-TWA(時間加重平均値)100ppm、TLV-STEL(短時間ばく露限界値)150ppm</p> <p>・酢酸ビニル:ACGIH(米国産業衛生専門家会議) TLV-TWA(時間加重平均値)10ppm、TLV-STEL(短時間ばく露限界値)15ppm</p> <p>これらの値を下回るように、管理・制御して下さい。</p>
	<p>保護具:</p> <p>作業の際は、吸い込まないように呼吸用保護具(認可を受けた有機ガス用防毒マスク(捕集率 95%以上のマスク)、および皮膚に触れないように耐薬品性のあるゴム製手袋(APF5 (防護率 80%))以上の手袋、皮膚及び身体への接触を避けるために保護服、保護長靴、保護前掛け、眼への刺激を避けるため保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用して下さい。</p>
	<p>注意事項:</p> <p>作業責任者は、作業者に適切な保護具の選択や正しい使用方法、または作業現場の管理方法などの教育をして下さい。</p>
消費者	<p>当社製品は、一般消費者にて直接使用されることはほぼありませんが、製品ラベルに記載の保護具、取扱い指示に従うことで、人に悪影響をもたらさないばく露レベルになると考えられます。ばく露を防止するため、スプレーによる塗布は避けて下さい。</p>
環境	<p>流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意して下さい。漏洩防止策を講じ、定期的な排出量の確認、日常管理、取扱いに注意を払って下さい。</p>
特記事項(漏出時の緊急措置など)	<p>人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置:</p> <p>作業の際には、必ず保護具(保護手袋、保護眼鏡、呼吸用保護具等)を着用し、飛沫が皮膚に付着したり、ガス、蒸気を吸入しないようにして下さい。風上から作業し、風下の人を退避させて下さい。着火した場合に備えて、消火用機材(粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水)を準備して下さい。</p> <p>環境に対する注意事項:</p> <p>漏出した製品は吸収剤(乾燥砂、おがくず、ウエスなど)で回収し、河川、下水、排水路等へ流れ込むのを防止して下さい。</p>
注意事項	<p>通常での取扱い、緊急時対応、廃棄時、輸送時の管理措置は、昭和電工(株)発行のSDSの4,5,6,7,8,13,14項を参照して下さい。</p>

10. 政府機関のレビュー状況 (STATE AGENCY REVIEW)

有害性評価	レビュー状況
IPCS (国際化学物質安全性計画)	<p>国際化学物質安全性カード</p> <p>https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0268&p_version=2 (エチルベンゼン)</p> <p>https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0347&p_version=2 (酢酸ビニル)</p>
OECD (経済協力開発機構)	<p>高生産量化学物質(HPV chemicals)点検計画</p> <p>https://hvpchemicals.oecd.org/UI/Search.aspx</p>
NITE-CHIRP (NITE 化学物質総合情報提)	<p>https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput</p>

供システム)	
政府による GHS 分類結果	https://www.nite.go.jp/chem/ghs/15-mhlw-0079.html (エチルベンゼン) https://www.nite.go.jp/chem/ghs/14-mhlw-2135.html (キシレン) https://www.nite.go.jp/chem/ghs/19-mhlw-2087.html (酢酸ビニル)


11. 法規制情報/GHS分類情報・ラベル情報 (REGULATORY INFORMATION/GHS CLASSIFICATION AND LABELLING INFORMATION)

法規制情報

適用法令	規制状況
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項) エチルベンゼン キシレン 酢酸ビニル
労働安全衛生法	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) エチルベンゼン 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) エチルベンゼン キシレン 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン キシレン 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) エチルベンゼン 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン(政令番号:70) 酢酸ビニル(政令番号:180) キシレン(政令番号:136) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) エチルベンゼン 特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項) エチルベンゼン
毒物及び劇物取締法	通知対象物質ではありません
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) キシレン
消防法	指定可燃物、可燃性液体類(法第9条の4、危険物規制令別表第4)
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条) キシレン
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) エチルベンゼン 酢酸ビニル

	キシレン 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) エチルベンゼン 酢酸ビニル キシレン 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) エチルベンゼン 酢酸ビニル キシレン エチレン及び酢酸ビニルの共重合体
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年環境省令第12号) イに掲げる有機溶剤を含む物
高圧ガス保安法	可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則第2条1) エチルベンゼン
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) エチルベンゼン(政令番号:53)(1.7%) キシレン(政令番号:80)(1.7%)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) キシレン

GHS 分類情報	
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2
	発がん性 区分2
	生殖毒性 区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器系、中枢神経系、肝臓、腎臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器系、神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3
	水生環境有害性 長期(慢性) 区分3

ラベル情報	
絵表示又はシンボル	
注意喚起語	危険
危険有害性情報	強い眼刺激 (H319) 発がんのおそれの疑い (H351) 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360) 臓器の障害のおそれ(呼吸器系、中枢神経系、肝臓、腎臓) (H371) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(呼吸器系、神経系) (H373) 長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

12. 連絡先 (CONTACT INFORMATION)

会社名

昭和電工株式会社

住所 東京都港区芝大門1-13-9
担当部門 機能性化学品事業部 機能性高分子部
電話番号 / ファックス番号 03-5403-5610 / 03-5403-5720

13. 発行・改訂日、その他の情報 (DATE OF ISSUE / REVISION, ADDITIONAL INFORMATION)

発行日： 2021年9月2日

改訂：

改訂日	改訂項目	改訂箇所	版
2021年12月28日	13.	最新情報に更新	Rev.2

記載の情報は、2021年8月2日 改訂版の安全データシート(SDS)に基づいています。

14. 免責条項 (DISCLAIMER)

安全性要約書は、化学産業界の自主的化学品管理の取組み(GPS/JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship)の一環として作成されたものです。安全性要約書の目的は、対象品に関する安全な取扱いに関する情報を概要として提供することであり、リスク評価のプロセス及びヒト健康や環境への影響などの専門的な情報を提供するものではありません。また、安全データシート(SDS)や化学品安全性報告書(CSR)などのリスク評価に代わる文書として作成されたものではありません。本安全性要約書は、発行時点で入手可能な法令、資料、情報等のデータに基づいて、できる限り正確な記載に努めておりますが、すべてのデータを網羅したわけではありません。また、いかなる保証をするものでもありません。